

## 久留米市遊休農地再生事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、遊休農地の解消及び再生利用の取組みのため、認定農業者等が遊休農地等を新たに借用又は取得して農作物等の生産を再開するために行う再生作業を支援するものであり、補助金の交付に関して必要な事項については、久留米市補助金等交付規則（昭和50年3月31日久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、農地の障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等の事業とする。

2 対象事業を実施する者は、受注者を定め、実施計画書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させる場合（以下「請負施工」という。）又は、事業を自ら行う場合（以下「直営施工」という。）のいずれかの方法によって事業を実施することができる。

3 事業を実施できるのは、補助金交付の対象となる農地（以下「対象農地」という。）につき、1回限りとする。

4 補助金交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に完了している事業については、対象とすることはできない。

### (対象農地)

第3条 対象農地は、久留米市内の農地であり、次の各号の全てを満たす農地とする。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第30条に規定する利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地

(3) 交付対象者が申請日前1年以内に新たに借用又は取得した農地

2 前項の要件を満たす農地において、次の各号のいずれかに該当するものは、まとまりを有する1つの対象農地とする。

(1) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(2) 2つ以上の農地が道路、水路その他これらに類するもので接しているもの

(3) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

(4) 段状をなしている2つ以上の農地の高低差が作業の継続に影響しないもの

(5) 2つ以上の対象農地が耕作者の宅地に接続しているもの

(6) その他、当事業の趣旨に照らして、市長が適当であると認めるもの

- 3 対象農地の面積は、農地法第52条の2に規定する農地台帳又は実測によるものとする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、対象事業を実施する次の各号のいずれかに定める者であつて、対象農地を新たに借用又は取得し、事業完了後、3年以上にわたって耕作を予定する者とする。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）
- (2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）
- (3) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する法人）
- (4) 集落営農（集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農）を行う組織

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費については別表第1に、補助率及び補助金額については別表第2に、加算条件については別表第3に定めるとおりとし、補助金額は予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助対象経費の積算等については、事業実施地域の実情に適した価格により算定するものとする。
- 3 人件費は、実支払額又は久留米市農業委員会が定める標準農作業賃金算定表の一般作業に定める金額のうち、低い額で算定するものとする。
- 4 請負施工においては、次の各号のとおり実施し、適正を期するものとする。
  - (1) 工事の請負契約は、原則として、複数の業者による一般競争入札又は競争見積等に付するものとする。
  - (2) 交付対象者は、請負契約と同時に、受注者から工程表等を提出させるとともに、事業実施にかかる施工、管理等に関する一切の責任の事項等を受注者と協議の上、決めておくものとする。
  - (3) 交付対象者は、受注者が工事を完了したときは、受注者に工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に完了検査を行ったうえで、引渡しを受けるものとする。この場合において、完了検査に合格しないときは、期間を定めて受注者に手直し工事を行わせ、検査に合格した後に、引渡しを受けるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類は次の各号のとおりとす

る。

- (1) 収支予算書（第1号様式）
- (2) 事業実施計画書（第2号様式）
- (3) 事業実施位置図（実施場所を図示）
- (4) 写真（対象農地の状況が分かる写真。「近景」と「遠景」の2種類の写真を2ヶ所以上の基点を定めて撮影する。）
- (5) 写真撮影位置図（(4)の撮影位置を記入する。）
- (6) 事業費積算表（計画）（第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

#### （交付条件）

第7条 市長は、規則第7条に定める補助金の交付を決定する場合において、規則第6条に基づき、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付対象者は、事業完了後、3年以上にわたって対象農地において耕作しなければならない。
- (2) 交付対象者は、事業完了後、3年未満で対象農地において耕作できなくなった場合は、新たな耕作者を確保しなければならない。
- (3) 交付対象者は、本事業により取得又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けることなく、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならず、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 交付対象者は、前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項を遵守しなければならない。

#### （実績報告）

第8条 規則第15条第1号及び第2号に定める補助金実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書（第4号様式）
- (2) 事業完了報告書（第5号様式）
- (3) 写真（完了後のもの。交付申請時に提出した写真と同じ基点で撮影する。）
- (4) 作業参加（雇用）報告書（直営施工の場合）（第6号様式）
- (5) 事業費積算表（実績）（第7号様式）
- (6) 受注者から提出された工事完了届の写し及び完成図等（請負施工の場合）
- (7) 領収書又は支払の実績が分かるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

#### （補助金の返還）

第9条 交付対象者は、既に補助金等の交付を受けている場合で、規則第19条に定

める要件に該当する場合又は第7条に定める交付条件に該当しなくなった場合は、補助金の全部又は一部を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(耕作状況の確認)

第10条 交付対象者は、本事業補助金交付年度の翌年度から3年間、本事業により再生した農地の状況について、耕作状況報告書(第8号様式)にて市長に報告しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 交付対象者は、補助金にかかる帳簿及び関係書類を本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。  
(久留米市荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱の廃止)
- 2 久留米市荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱は廃止する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表第1（第5条関係）

| 方法   | 事業項目             | 補助対象経費                                                  |
|------|------------------|---------------------------------------------------------|
| 請負施工 | 1 工事費            | 工事に直接必要な経費                                              |
|      | 2 需用費<br>(消耗品費等) | 工事の施工に必要な消耗品、機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）、燃料費、修繕費等 |
|      | 3 営繕費            | 工事の施工に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費                         |
| 直営施工 | 1 人件費            | 臨時職員（日々雇用者）等賃金、報酬、謝金等                                   |
|      | 2 需用費<br>(消耗品費等) | 工事の施工に必要な消耗品、機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）、燃料費、修繕費等 |
|      | 3 役務費            | 通信運搬費、手数料                                               |
|      | 4 委託料            | 委託料                                                     |
|      | 5 使用料及び<br>賃借料   | 打合せ会場使用料、物品・機械等の使用料又は賃借料                                |
|      | 6 共済費            | 保険料                                                     |

別表第2（第5条関係）

| 重機利用の有無 | 補助率                                                            | 補助金額                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 重機利用有   | 対象経費の2分の1以内とし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。                            | 補助金の額の上限は、100万円とする。                   |
| 重機利用無   | 対象経費の2分の1以内又は10aあたり50,000円のうち、いずれか少ない額とし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。 | また、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 |

別表第3（第5条関係）

| 加算条件                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2における補助金の額の上限を、150万円とする。また、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 交付対象者が、集落営農を行う組織であって法人格を有するものである</p> <p>(2) 再生後の導入作物が、米、麦、大豆である</p> <p>(3) 対象農地が、次に定める地域である</p> <p>山本町、草野町、荒木町（藤田、荒木、白口）、上津町、藤山町、藤光町、高良内町、田主丸町（森部、石垣、益生田、地徳、竹野、中尾）</p> |